

令和7年度

第4回神崎市地域公共交通会議・第4回神崎市地域公共交通活性化協議会

- 開催日時 令和8年3月25日(水)9時00分～10時00分
- 開催場所 神崎市役所 3階大会議室
- 出席者 [委員] 羽立一喜(区長会)、坂井正彦(区長会)、重松美文(神崎市民生児童委員協議会)、山崎唯之(神崎市商工会)、北川結子(地域公共交通の利用者(NORARU利用者等))、小山淳也(有限会社ジョイックス交通)、吉野啓(吉野ヶ里観光タクシー株式会社)、下川裕二(西鉄バス久留米株式会社)、平井伸也(佐賀県バス・タクシー協会)、石井克英(代理・東部土木事務所)、福田陽介(代理・神埼警察署)、長本敬幸(佐賀県交通政策課)、筒井章久(市建設部長)、中島勝利(市総務企画部長)

[事務局] 田中豊樹、大澤聖也、福井 走

[オブザーバー] 古賀照久(西日本総合コンサルタント株式会社)  
中尾和之(西日本総合コンサルタント株式会社)  
庄司耕(西日本総合コンサルタント株式会社)

- 会議次第
  - 1 開会
  - 2 報告
    - (1) 神崎市地域交通確保維持改善事業に関する事業評価について
  - 3 (1) 令和8年度事業計画(案)について
    - (2) 令和8年度歳入歳出予算(案)について
    - (3) 神崎市地域公共交通計画(案)について
  - 4 その他
  - 5 閉会
- ※ 上記の会議録の内容は別紙のとおり

## 会議録

## 1 開会

## 2 報告

事務局

「地域公共交通確保維持事業に関する事業評価」について資料 1 に基づき報告。地域内フィーダー系統確保維持国庫補助事業の令和 7 年度補助事業（R6.10～R7.9）実績について説明。巡回バスについては昨年度より達成状況の改善が見られたが、補助要件をもとに考えると利用が少ない。予約型乗合タクシーについては、補助年度で比較すると前年よりも利用者数が減少しているが、令和 7 年度補助年度には反映できてないものの、LINE 通知、出前講座等の広報活動を行った結果、R7.10～R8.2 の期間では、利用者数が前年度比 120%の増となっている。今年度においては「神崎市地域公共交通計画」の策定に対しても国庫補助を受けているが、委員の皆様などの協力もあり、順調に業務を遂行することができた。

## 3 議題

事務局

総委員 20 名中 14 名の出席により、交通会議設置要綱第 6 条第 2 項並びに協議会規定第 8 条第 2 項により本会議が成立していることを報告。交通会議設置要綱第 5 条第 2 項並びに協議会規定第 5 条第 2 項により総務企画部長が会長となる。交通会議設置要綱第 6 条第 1 項並びに協議会規定第 8 条第 1 項により会長が議長となる。

- (1) 令和 8 年度事業計画（案）について
- (2) 令和 8 年度歳入歳出予算（案）について

議長 議題（1）及び議題（2）については密接に関係することから、事務局より続けて説明の後、2 議題まとめて質疑・承認を行いたい。

議長 事務局に説明を求める。

事務局 資料 2,3 に基づき説明。  
令和 8 年度は例年の事業に加えて、新予約型乗合タクシー運行事業が追加される。なお、巡回バスと以前までの方式の予約型乗合タクシーの運行は R8.9 末までとなる。それに伴いバス停が不要となることから地区に活用要望の有無を調査した上で、バス停の撤去を行う。

議長 質疑を求める。

- 委員 令和8年度予算案の歳入について利用料が前年度と同様の100万円となっているが、新予約型乗合タクシーの1運行あたり500円の運賃は見込んでいないということか。
- 事務局 利用料については頭出しという形で見込み額を計上している。例年、利用料の実績は80万円程となっているが、利用料が増えることから100万円に追いついてくると考えている。
- 委員 事業計画案の利用促進事業で、地区説明会広報活動とあるが具体的に説明していただきたい。また新予約型乗合タクシーについて、予約は電話ですのかスマホですのか。スマホの場合は高齢者にとっては難しいと思うが、スマホ教室なども予定しているのか。
- 事務局 10月に新サービスが開始されることから9月に3町で地区説明会を開催したいと考えており、開催場所は中央公民館などのそれぞれの大きな拠点になると思うが、そちらに広く市民を呼び、新サービス利用に係る説明を行いたい。また、民生委員や老人クラブ連合会に新サービスを周知いただくメッセンジャーになっていただけるような広報体制を構築したい。また一定期間乗車無料の期間を設けたり、他事業と連携しながら無料券を配布したりすることを検討している。
- 予約方法については、電話でもスマホでも可能。ただ、スマホでの予約は自分の好きなタイミングで予約することができたりと、電話予約よりも利便性は高いと認識している。スマホの扱いが難しい高齢者等には、障がい者支援室と連携しながらスマホ教室を開催することなどを考えている。
- 議長 補足であるが、町単位で行われる説明会には、高齢者等にとってはそこまでの移動が大変であることも想定されるため、各地区に対して地区説明会の案内を行い、希望がある地区には、こちらから出向いて新サービスの説明や、無料キャンペーンを実施する場合はその周知を行う。
- 委員 新しい公共交通サービスに変更された場合、予約のキャンセルが発生した場合、ペナルティはあるのか。
- 事務局 ペナルティは発生しない。しかし、システム上キャンセルが発生した場合は、輸送の効率性が下がることから、地区説明会等で予約をキャンセルする場合は必ず事前に連絡をするように呼び掛けていく。
- 委員 人間である以上、予約したことを忘れるという事態は発生しうる為、事前に対策を検討しておいていただきたい。

事務局 承知しました。ありがとうございます。

その他質疑なし。

議長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

### (3) 神崎市地域公共交通計画（案）について

議長 事務局に説明を求める。

事務局 資料 4,5,6 に基づき説明。  
「神崎市地域公共交通（素案）」に係るパブリックコメントを実施した結果、意見を3件いただいた。いただいた意見をもとに一部修正を行い、「神崎市地域公共交通（案）」を作成している。

議長 質疑を求める。

質疑なし。

議長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

## 4 その他

事務局 その他について、なにか質問等あればお願いします。

委員 来年度も国の補助事業を活用されるということで、認識している。高齢者の利用だけではなく、年齢層問わず利用促進を行っていくということでもとてもいいことだと思う。皆様がメッセンジャーとなって市民の方々へ周知していただきたい。

(その他意見なし)

事務局 事務局から提案事項が1件ございます。  
新予約型乗合タクシーの名称を決定する必要があるが、事務局(案)として、「ふれあいタクシーNORARU」という名称を検討している。現在脊振エリアを運行している「ふれあいタクシー」と神埼・千代田を運行している「予約型乗合タクシーNORARU」の名称は市民の皆様からの公募により決定したものであり、皆様からも認知いただいている名称であることから、「ふれあいタクシーNORARU」を提案させていただいている。当然、今後の協議会等で新予約型乗合タクシーの名称については協議していただく予定であるが、事務局案としてはこのよ

うな方向性で進めたいと考えている。  
皆様から意見等あればお願いします。

議 長 「ふれあいタクシー」の名称の頭に「予約型」という言葉をいれる必要があるのでは。

事務局 愛称としては「NORARU」と表現しているが、サービスの正式名称は予約型乗合タクシー『ふれあいタクシーNORARU』になるかと思う。

委 員 名称をタクシー車両に表示するのか。

事務局 表示します。

委 員 それならば、あまり長い名前じゃない方がよいのでは。

委 員 新予約型乗合タクシーは予約型といいながら、基本的には、利用者が電話をしてから5分、10分後にタクシーが到着するといった形がメインになることから、名称に「予約型」は不要だと思う。

事務局 車両に表示する際などには「ふれあいタクシーNORARU」と表示していく。

事務局 他に意見等ございますか。

委 員 新しいサービスは観光目的の方も利用することができるのか。また利用可能な場合、タクシー利用の事前登録はどうなるか。

事務局 市外から来た観光客も利用できるようにしたいと考えている。  
自宅と目的地を行き来するAIデマンドのサービスであることから、システム上、事前に利用者情報の登録をする必要があるが、単発の利用者アカウントの即日発行など、観光客もサービスを利用できる方法がないか、検討していきたい。

事務局 他に意見等ございますか。  
(意見なし)

事務局 事務局からもう一点連絡事項がございます。  
委員の皆様の任期が1年となっており、次年度に委員の推薦書の送付を予定しているのでご協力をお願いします。

## 5 閉会

事務局

それでは本日の会議を終了したいと思います。次回の協議会は、6月の中旬以降に予定しています。新たな委員の皆様には詳細が決まり次第、連絡を行います。本日は誠にありがとうございました。